

# 児童相談体制等検討会における主な意見

## <これまでの経緯>

○令和5年9月11日、10月26日

児童相談体制等検討会第1回、第2回を開催

区分	主な意見
I 市町村子供家庭 支援センターの 機能強化	<ul style="list-style-type: none"><li>■人材育成<ul style="list-style-type: none"><li>・人材育成が大きな課題。専門職の育成に苦慮している。トレセンは、市町村の職員も利用できるよう検討してもらいたい</li><li>・研修派遣に加え、自治法派遣も検討してほしい。都側からも職員に来て欲しい</li><li>・マンパワー不足は大きな課題。介護や保育の分野でも同様だ。都には総合的な人材育成策を図って欲しい</li><li>・「こども家庭センター」の動きなど、国から市町村にどのような情報が下りてきているか、都にも把握しておいてもらいたい</li><li>・職員の育成は都と市町村が一緒にしていくべき。都職員が子家センに来て育成してから、市町村職員が児相で研修するような計画の検討を</li><li>・将来的に、母子保健と児童福祉分野の指揮命令系統を一本化した、より専門的な知識を有する人材（統括支援員、センター長）の育成が必要</li></ul></li><li>■体制強化<ul style="list-style-type: none"><li>・保健部門、医療部門、教育部門などにも、児童福祉を知ってもらうことが大事</li><li>・「こども家庭センター」の設置に向けて、保健師職など専門職の募集を行っているが試験に至らない状況</li></ul></li><li>■その他<ul style="list-style-type: none"><li>・治療指導課の説明など、子ども家庭センター長会、課長会などでもPRしていただけるとありがたい。</li><li>・東京ルールにある通知の仕組みが使われていない。送致のことも含めてルールの見直しが必要。</li><li>・DX化を進める際の細かいノウハウ（個人情報の関係など）を教えていただきたい。</li></ul></li></ul>

# 児童相談体制等検討会における主な意見

区分	主な意見
Ⅱ 都児相の体制強化	<ul style="list-style-type: none"><li>■人材育成<ul style="list-style-type: none"><li>・研修の充実、非常に有難い</li><li>・今後、多摩地域で新たに3都児相ができるにあたり、人材確保がさらに大変にならないようにしてほしい</li><li>・子家、児相にとどまらず、母子保健など他部署の職員にも研修の受講は勧めてもらい、人材育成の幅を広げてほしい</li><li>・人材確保、人材配置の基準がなく各市がばらばら。都でモデル的な基準を示してほしい。</li></ul></li><li>■体制強化<ul style="list-style-type: none"><li>・各都児相の体制はどこも厳しいと思う。まずはその点を早く強化して、これまで以上に専門的支援が行えるようになってほしい</li><li>・都児相の職員には、継続的な配置により、地域の困難事案にも対応できる職員を増やしてほしい</li><li>・町田児相については準備を少しでも早く進めてほしい</li><li>・西多摩児相（仮称）には非常に期待している</li></ul></li><li>■その他<ul style="list-style-type: none"><li>・今、子家センがミニ児相化してしまっているが、市町村は本来予防的な支援に注力すべき。（都には）連携に向けた具体的な提案をお願いしたい</li><li>・都児相への送致は年間300件程度。児相のハードルが高い印象。いざという時は、児相が受けていかないといけない【都側より】</li><li>・東京ルールにある通知の仕組みが使われていない。送致のことも含めてルールの見直しが必要。【再掲】</li></ul></li></ul>

# 児童相談体制強化の方向性

## 業務の標準化

- ・ **基本的な対応**：自治体間の引継ぎが必要となる転居ケースへの対応など、基本となる相談援助の対応については、ケースワークに隙間が生じないよう、「児童相談所運営指針」及び「全国ルール」に基づく業務のベース部分を標準化することが求められる
- ・ **新たな課題への対応**：  
全国各地から若者が集まる「トー横問題」や、昼夜の緊急対応が必要となる「赤ちゃんポスト」といった、これまでにない、広域的課題に的確かつ効果的に対処する必要がある
- ・ **警視庁との連携**：警視庁とのさらなる連携に向け、連絡調整や相談対応にかかるルールづくり、システム連携の構築などを推進していかなければならない
- ・ **相談システムの連携**：自治体間の連携強化に向け、相談記録の情報共有のシステムが必要である
- ・ **事例の収集・分析**：個別事例の収集・検証、分析・ノウハウの共有化を行い、現場に還元する仕組みも必要である
- ・ **統計調査**：虐待対応件数の計上方法等の統一化、統計情報の分析など、都全体の統計調査を統一的に対応することが必要である

## 個別ケースに係る専門性向上

- ・ **困難事例への対応**：臨検・捜索や、医療ネグレクトにかかる親権停止など、困難な法的対応には、特に相談援助技術の専門性が求められる。児童相談所によっては経験できるケースに地域差があるため、ノウハウの共有により、都全体のレベルアップを図る必要がある
- ・ **治療指導の展開**：ケアニーズが高い児童については、専門的見地から医師、心理師など専門職によるバックアップが不可欠である
- ・ **医療機関との調整**：精神疾患等により入院が必要な児童については、限られた資源の中で医療機関の確保に困難を伴う場合が多い。医療機関との入院調整、病床確保を円滑に行う仕組みが必要である

## 人材育成の共同推進

- ・ **研修の充実**：専門職の対応力をアップするため、高度なコミュニケーションスキルを身につける研修の抜本的充実が必要である  
都トレーニングセンターと区職員研修所相互の研修参加、都と区市町村の合同研修の実施を進めるべきである  
新たな研修メニューや人材定着策、メンタルヘルスの企画研究への対応など、人材の育成、定着にかかる研究も求められる
- ・ **人事面での交流**：現場での様々なケース対応を通じてスキルを身につけるOJTは重要。児童相談所と子供家庭支援センター間、都と区の児童相談所間における派遣研修等を推進すべき。長期はもとより、短期的なスパンでの研修の実施も必要である

## 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

- ・ **対応力の強化**：虐待相談が増加している中、児童相談所と子供家庭支援センターの適切な役割分担のもと対応する必要がある
- ・ **連携体制の構築**：様々な虐待事案に的確に対応するためには、児童相談所と子供家庭支援センターがより一体的に運営される必要がある
- ・ **未然防止の取組**：虐待の未然防止に向け、区市町村において妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行う必要がある

# 専門的な対応力の強化に向けた3つの視点

## ①業務の標準化

- 自治体間の引継ぎが必要となる転居ケースへの対応、基本となる相談援助の対応については、ケースワークに隙間が生じないよう、「児童相談所運営指針」及び「全国ルール」に基づく業務のベース部分を標準化することが求められる。自治体間の情報共有システムや警察との情報共有システムの構築も必要。

## ②個別ケースに係る専門性向上

- 東京においては、虐待の増加に伴う一時保護の長期化や、困難な法的対応、「トー横問題」や「赤ちゃんポスト」といった新たな課題への対応、心理的ケアが必要な児童の増加など、大都市特有の広域的・専門的課題が先鋭的に現れており、専門性の向上が必要

## ③人材育成の共同推進

- 共同の研修や人事交流を通じて、相談援助業務の高度な専門性を身につけるとともに、自治体間の『顔の見える関係』を構築

## 児童相談体制の強化

### <3つの視点>

東京全体の児童相談業務には、ベースとなる活動を標準化し、その上に大都市特有の課題等に対応できる専門性を発揮できるようバックアップする体制が必要。その基礎として、人材育成を共同で推進することが求められる。この3つの視点は不可分であり、3つの視点を実現するために都が総合調整を行う。

- ① 都と区市町村とが一体的に取り組めるよう、都が広域的な見地から、児童相談業務のベース部分の標準化が必要
- ② 大都市特有の課題など深刻化・複雑化する児童虐待について、都域全体の対応力を強化するため、区市町村の要請に基づき、都が専門的な見地から個別ケースをバックアップ
- ③ 喫緊の課題である専門職の人材育成を都と区市町村で共同推進

### (総合調整機能について)

- ・ 子家センについては、都道府県が市町村（区）に必要な援助等を行うこととされている法11条に基づき、都が総合調整機能を担当する
- ・ 法59条の4及び施行令45条の3に基づき、児相設置区が処理する事務は、都道府県が処理することとされている事務と規定されているため、児相設置区については、都と設置区との間で取り決めを行う

# 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

児相を設置していない自治体の子家センの機能強化を支援するとともに、都児相との連携を一層強化

## 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

- ・ **対応力の強化** : 増加し続ける虐待通告や逆送致案件に対応するため、子供家庭支援センターの体制をさらに強化することが必要である
- ・ **連携体制の構築** : 都児相サテライト、子家セン分室の設置など、児童相談所と子供家庭支援センターとの新たな拠点づくりが必要である
- ・ **未然防止の取組** : 虐待の未然防止に向け、母子保健、子家センが一体となって支援を行う仕組みが必要である

### <令和6年度の取組案>

#### ○ 逆送致ケースに対する支援【新規】

都児相から子家センへ事案を送致する「逆送致」案件への対応を強化するため、都児相や関係機関等との連携強化に対応する職員の配置への支援

#### ○ DXの活用による子家センの業務の効率化【新規】

子家センの業務負担軽減及び対応力の強化を図るため、相談対応業務のDXに対する支援

#### ○ 子家セン職員の都児相への研修派遣支援【新規】

虐待対策ワーカー等の子家セン職員を都児相へ通年派遣し、将来的な子家センの基幹職員として育成する取組みに対する支援

#### ○ 都児相と子家センの連携の拠点づくり【新規】

都児相と子家センの相互連携の更なる強化を図れるよう、都児相サテライトオフィス、子家セン分室の設置に対する支援

#### ○ こども家庭センター体制強化事業【拡充】

児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援

# 都児童相談センターにおける新たな取組（案）

- ◆ 機能を強化した都児童相談センターが、児童相談分野の総合調整を担い、都児相と子供家庭支援センター、都児相と区児相の連携をさらに強化
- ◆ 児相を設置していない区市町村への支援はもとより、児相設置区との連携強化、人材育成の取組の充実、専門的支援の機能強化を実施し、東京全体の児童相談体制を強化していく

## (1) 総合調整機能

### ◆ 広域的な見地から総合調整機能を発揮

#### ◆ 概要

- 児相設置区との連携として、人材育成、人事交流、相談援助業務のレベルアップ、情報共有等を推進
- 都と区市町村との連携を強化するため都児相サテライト、子家セン分室の設置を促進

## (2) 研修機能

### ◆ 児童相談分野のエキスパートとして着実にキャリアアップできる人材育成を実施

#### ◆ 概要

- 区児相も含めた児相職員、子家セン職員等に対する研修を実施
- トレーニングセンターの拡大（面接技法、ロールプレイ、事例検討など実践的カリキュラムの充実）

## (3) 治療指導機能

### ◆ ケアニーズの高い児童に対する専門的支援の機能強化

#### ◆ 概要

- 入院医療機関のネットワークを構築し、適切に医療につなげる体制を確保
- 一時保護所・児童養護施設等へのコンサルテーション機能の強化
- 保護機能の強化